

6 輸送交通要項

【スケート競技会（スピード）】

1 趣旨

この要項は、第 81 回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会（スピード）（以下「大会」という。）に参加する選手・監督、都道府県選手団本部役員、大会役員、競技会役員、競技役員、視察員、報道員、その他関係者（以下「大会参加者」という。）及び一般観覧者の輸送・交通に関して必要な事項を定める。

2 基本方針

第 81 回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会（スピード）岐阜県実行委員会（以下「岐阜県実行委員会」という。）及び第 81 回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会（スピード）恵那市実行委員会（以下「恵那市実行委員会」という。）は、関係機関及び関係団体等（以下「関係機関等」という。）の協力を得て、大会参加者及び一般観覧者の安全・確実かつ円滑な輸送を行う。

3 輸送方法

（1）大会参加者の輸送

ア 全国輸送

全国から来県する大会参加者の集合及び解散については、自由集合・自由解散とし、必要に応じて関係機関等の協力を得て、円滑な輸送の確保を図る。

イ 競技会場の輸送

大会における大会参加者の輸送については、原則として計画輸送とし、岐阜県実行委員会又は恵那市実行委員会が関係機関等の協力を得て実施する。

ウ 各種会議の輸送

各種会議における大会参加者の輸送については、原則として自由集合及び自由解散とする。

エ 指定集合地の設定

表彰式及び競技会場における大会参加者の輸送を円滑に行うため、宿舍の分布、参加人員及び道路交事情等を考慮し、シャトルバスの乗降場として、必要に応じて指定集合地を設ける。

（2）一般観覧者の輸送

原則として公共交通機関を利用する。ただし、会場周辺の公共交通機関の状況や最寄り駅から会場までの距離等を勘案し、必要に応じてシャトルバスの措置を講じる。

（3）駐車場の確保等

大会における駐車場については、関係機関等の協力を得て、十分な確保に努め、効率的な利用を図ることとし、駐車場利用者は、岐阜県実行委員会及び恵那市実行委員会の指示に従い、指定された駐車場を利用する。

4 交通安全対策

岐阜県実行委員会及び恵那市実行委員会は、大会期間中における交通安全の確保と交通混雑の緩和を図るため、関係機関等とはもとより、広く県民に協力を求め、実情に応じて適切な対策を講じる。

5 その他

この要項に定めるもののほか、輸送・交通に関して必要な事項は、岐阜県実行委員会及び恵那市実行委員会が別に定める。

【スケート競技会（ショートトラック・フィギュア）】

1 趣旨

この要項は、第 81 回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会（ショートトラック・フィギュア）（以下「大会」という。）に参加する選手・監督、都道府県選手団本部役員、大会役員、競技会役員、競技役員、視察員、報道員、その他関係者（以下「大会参加者」という。）及び一般観覧者の輸送・交通に関して必要な事項を定める。

2 基本方針

第 81 回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会（ショートトラック・フィギュア）山梨県実行委員会（以下「山梨県実行委員会」という。）及び第 81 回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会（ショートトラック・フィギュア）甲府市実行委員会（以下「甲府市実行委員会」という。）は、関係機関及び関係団体等（以下「関係機関等」という。）の協力を得て、大会参加者及び一般観覧者の安全・確実かつ円滑な輸送を行う。

3 輸送方法

（1）大会参加者の輸送

ア 全国輸送

全国から来県する大会参加者の集合及び解散については、自由集合・自由解散とし、必要に応じて関係機関等の協力を得て、円滑な輸送の確保を図る。

イ 表彰式会場の輸送

表彰式における大会参加者の輸送については、原則として自由集合・自由解散とする。ただし、必要に応じて、シャトルバスの措置を講じる。

ウ 競技会場の輸送

競技会における大会参加者の輸送については、原則として自由集合・自由解散とする。ただし、必要に応じて、シャトルバスの措置を講じる。

エ 各種会議の輸送

各種会議における大会参加者の輸送については、原則として自由集合及び自由解散とする。ただし、必要に応じて、シャトルバスの措置を講じる。

オ 指定集合地の設定

シャトルバスの措置を講じる場合、大会参加者の輸送を円滑に行うため、宿舍の分布、参加人員及び道路交通事情等を考慮し、シャトルバスの乗降場として指定集合地を設ける。

（2）一般観覧者の輸送

大会における一般観覧者の輸送については、シャトルバスの措置は講じない。ただし、甲府市実行委員会が関係機関等の協力を得て、公共交通機関等の利用による安全・確実かつ円滑な移動ができる措置を講じる。

（3）駐車場の指定等

大会における駐車場については、山梨県小瀬スポーツ公園の駐車場（駐車料金不要）とする。山梨県実行委員会及び甲府市実行委員会は関係機関等の協力を得て、安全で効率的な利用を図ることとする。駐車場利用者は、山梨県実行委員会、甲府市実行委員会、関係機関等の指示に従い駐車場を利用する。

4 交通安全対策

山梨県実行委員会及び甲府市実行委員会は、大会期間中における交通安全の確保と交通混雑の緩和を図るため、関係機関等のもとより、広く県民に協力を求め、実情に応じて適切な対策を講じる。

5 その他

この要項に定めるもののほか、輸送・交通に関して必要な事項は、山梨県実行委員会及び甲府市実行委員会が別に定める。